

市民税・県民税・所得税などの申告のご案内

申告会場での申告の受付は、2月18日から3月15日までの月曜日から金曜日に行います。市民税・県民税については市役所市民税課へ、所得税などの確定申告については越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

市民税課 ☎206

申告が必要な方

申告が必要か表1で確認のうえ、表2の必要なものを留意して申告してください。

表1

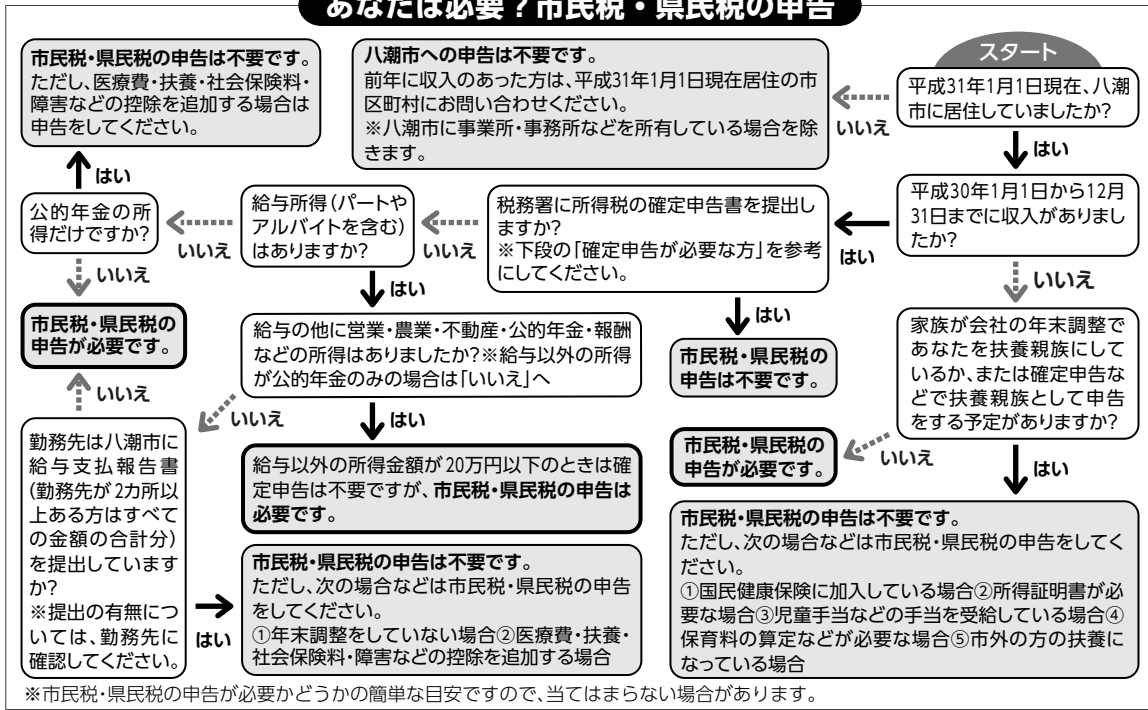


表3 申告受付日程

※各申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください

出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
2月	18日(月)	古新田および申告会場近隣の方	古新田公民館
	19日(火)	南川崎および申告会場近隣の方	ゆまにて
	20日(水)	大曾根および申告会場近隣の方	大曾根中公民館
	21日(木)	南後谷および申告会場近隣の方	資料館
	22日(金)	八條および申告会場近隣の方	八條公民館

八潮メセナ会場

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
2月	24日(日)※	平日に来られない方
	25日(月)	緑町1・2丁目
	26日(火)	緑町3～5丁目
	27日(水)	鶴ヶ曾根
	28日(木)	西袋、柳之宮
3月	1日(金)	小作田、松之木、伊草、新町
	4日(月)	八潮1～4丁目
	5日(火)	八潮5～8丁目
	6日(水)	中央1～4丁目
	7日(木)	二丁目、上馬場、中馬場
	8日(金)	木曾根、伊勢野
	11日(月)	大瀬、大瀬1～6丁目、茜町1丁目
	12日(火)	垢、大原、浮塚
13日(水)～15日(金)	地域指定なし	

*月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、展示室のみ入場できます。車でお越しの場合は、八潮メセナ駐車場が使用できませんのでご注意ください。
*午前中に受付した場合でも、混み具合により、午後から申告開始になることがありますので、ご了承ください。

表2 申告に必要なもの(市民税・県民税・確定申告共通)

項目	内容
①個人番号(マイナンバー)	個人番号カードまたは通知カードの原本または写し
②本人確認書類	運転免許証や健康保険の被保険者証などの原本または写し
③平成30年中の所得がわかるもの	・給与所得のある方は源泉徴収票(原本) ・営業、農業、不動産所得のあった方は、収入金額や経費などを記入した収支内訳書など
④社会保険料等控除	社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
⑤障害者控除	障害者手帳、療育手帳、または市が発行する障害者控除対象者認定書
⑥ふるさと納税の控除	ふるさと納税の領収書や受領証
⑦医療費控除・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書(医療費などの領収書を支払先ごとに集計し、合計金額などを記入しておく) ※医療費通知(医療費のお知らせなど)でも可 セルフメディケーション税制を受ける方は、「一定の取り組み」を行ったことを証明する書類(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診の結果通知表など)
⑧印鑑、筆記用具、電卓	

①～③、⑧は必ずご用意ください。④～⑦は該当する場合にご用意ください。

控除や生命保険料控除などがある方は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。申告会場および日程は表3のとおりです。

提出方法

また、次の方は郵送による提出が可能です。ただし、個人番号および本人確認ができる書類の添付が必要です。
▼年末調整が済んでいる方で控除の追加、内容の変更がない方↓源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。
▼所得がなかった方↓市民税・県民税申告書裏面の「課税所得のなかった方の記入欄」にご記入ください。
※郵送による提出に不安がある場合は、直接申告会場で申告するか、申告会場内にある提出ボックスに投函してください。

■市の申告会場で確定申告書提出できる場合
受付できる申告内容は、3面の表6のとおりです。ただし、内容によっては、税務署主催の申告会場を案内する場合があります。



所得税・復興特別所得税の確定申告

2月18日から、3月15日まで、越谷税務署の確定申告会場をオンラインイコタウンに開設します。毎年、申告会場は大変混み合い、手続きが終了するまでに時間がかかりますので、お早めにお越しください。確定申告に関するお問い合わせは、越谷税務署 ☎965・81111(自動音声案内)へ

確定申告が必要な方

▼平成30年分の事業・不動産譲渡所得などの合計から所得控除を差し引き、算出した税額が、税額控除の合計額を超える方
▼給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
・給与収入が2千万円を超える方
・2力以上から給与を受けている方
・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。表2の「申告に必要なもの」をご覧ください。

なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署へお問い合わせください。また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人名義)の口座番号のわかるもの(通帳など)が必要です。

表4 所得税などが還付される可能性がある場合

- ▼平成30年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
 - ▼給与所得者で次のような方
 - ・10万円以上の医療費を支払った方
 - ・住宅ローンを利用するなどして、平成30年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕や増築をした方
 - ▼災害や盗難などにあった方
 - ▼一定の要件に該当する寄附金を支払った方(ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請したが、申請後に適用外となった方も含む)
- ※公的年金等所得者の確定申告不要制度に該当する方でも、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

還付金に関連した不審電話や振り込め詐欺にご注意ください

3面へつづく